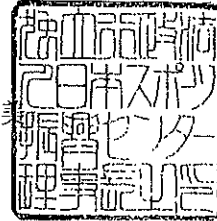


日ス振支企第256号
令和2年4月3日

茨城県城里町長 殿

独立行政法人日本スポーツ振興センター
理事長 大東 和



平成29年度スポーツ振興くじ助成について（通知）

令和2年1月30日付け日ス振支企第195号（以下「本是正措置命令」といいます。）及び同年2月28日付け城里まち戦第136号（以下「本回答書」といいます。）に関し、当センターは、下記のとおり通知します。

なお、本通知書においては、別段の断りがない限り、本是正措置命令において使用した用語と同一の語を使用しています。

記

当センターは、これまで、本件グラウンドの利用実績等に照らして、本件グラウンドの使用が本件助成の申請内容に合致しているか否かの確認を行ってきました。その結果、本是正措置命令に記載したとおり、本件グラウンドについては、本件助成の申請当初からFC水戸によるプロスポーツ用の練習場としての使用が想定され、また、実態としても、FC水戸によるプロスポーツ用の練習場としての使用が常態化していることが認められました。事実、本回答書の別添資料②でも、2019年1月から同年12月（ただし、本件グラウンドの整備期間である9月を除きます。）にかけて、FC水戸が本件グラウンドを1週間に4日から5日程度利用しており、その利用時間帯が午前中に集中し、恒常的及び継続的に利用していることが示されています。このような利用実態からすると、本件グラウンドが「地域住民の身近なスポーツ活動の場」として利用されていると認めることはできません。したがって、本件助成事業については、本件助成の要件を欠き、助成金の交付決定の内容に適合していないものと認めます。

以上のことから、当センターは、貴町に対し、本是正措置命令のとおり、要綱第14条第1項に基づき、是正のための措置を令和2年7月31日までに講じることがを命じました。当センターは、本通知書をもって、上記措置が令和2年7月31日までに講じられなかった場合、本件助成については、要綱第15条第1項第1号に定める場合に該当するものとして、交付決定を取り消す予定であることを改めて通知します。

なお、貴町は、本回答書2（1）において、『FC水戸が利用していたとしても、地域住民がたくさん利用しており、利用時間も地域住民の方が多い』グラウンドは、地域住民の身近なスポーツの場となっている』と主張しています。

しかし、本件助成は、「地域住民の身近なスポーツ活動の場」（要綱第2条第1項、別記2の2（2））を創出するという公共的な目的を明確に有している制度であることから、本件グラウンドが特定の者により恒常的又は継続的に使用されること（特に、営利目的で恒常的又は継続的に使用されること）は認められません。したがって、たとえ地域住民による本件グラウンドの総利用時間がFC水戸による本件グラウンドの総利用時間を上回っていたとしても、FC水戸がプロスポーツ用の練習場として本件グラウンドを恒常的又は継続的に使用することは認められません。

また、貴町は、本回答書1(3)において、当センターが、これまでの確認文書により、「①グラウンドの予約方法や運用方法ではなく、あくまで、実際の地域住民の利用実績によって、地域住民の身近なスポーツの場となっているか判断する」、「②FC水戸が一時的に利用することを妨げるものではない」、「③FC水戸が使用している時間は、『目的外利用時間』とみなす」、「④年間において『目的外利用時間』が目的に従った利用時間を上回った場合は、交付要綱に違反したものとみなす」、「⑤グラウンド芝生化事業のみならず、大型スポーツ用品の設置についても同様の基準で判断する」と整理したと主張しています。

しかし、例えば、平成30年9月7日付け日振支二第5号では、当センターは、貴町に対し、(1) A面とB面の運用方法、(2) グラウンドの利用に係るFC水戸との調整内容、(3) 助成目的に従ったグラウンドの利用時間数及び(4) 地域住民のグラウンド利用に係る条件に留意して、本件グラウンドが「地域住民の身近なスポーツ活動の場」となっているかを説明することを求め、その中で、当センターは、「地域住民がA面をスポーツ活動に使用した年間の総時間数が、FC水戸がA面を使用した年間の総時間数を上回っていることは、財産処分の観点から、交付要綱に違反しない最低限の条件に過ぎず、(中略)地域の住民が優先して利用できる地域住民の身近なスポーツ活動の場となっていることが客観的に確認できない限り、助成目的に則して利用されていることにはなりません」と明示しています。

そして、実際に、当センターは、「年間の利用時間」以外の上記(1)から(4)までの観点からも本件グラウンドが本件助成の目的に合致しているのかを判断するために、平成30年10月12日付け日振支二第6号では「運用方法」「利用実績」「グラウンドの仕切り」「地域住民の利用条件の制限」「FC水戸との協定内容」について、平成30年12月4日付け日振支二第8号では「運用方法」「利用実績」「グラウンドの仕切り」について、平成31年1月16日付け日振支二第18号では「利用計画」「利用実績」について、令和元年5月24日付け日振支二第3号では「利用調整」「利用計画」「防球フェンスの取扱い」「利用実績」について、それぞれ数次にわたり確認要請を継続してきました。

このように、当センターが、地域住民の利用時間数がFC水戸による利用時間数を上回っているか否かのみを「地域住民の身近なスポーツ活動の場」の判断基準とした事実はなく、また、当センターが判断基準を一方的に変更した事実もありません。

さらに、貴町は、本回答書1(2)及び2(2)において、本件助成の交付決定においてプロサッカーチームによる本件グラウンドの恒常的又は継続的な利用を禁止する旨の条件が付されていないことから、当該条件に適合しないことを理由とする本是正措置命令は要綱第14条第1項の要件を満たさないと主張しています。

しかし、本是正措置命令に記載したとおり、当センターは、貴町に対し、本件グラウンドの利用実績が本件助成に係る交付決定に付された条件に適合しないことを理由に、その条件に適合させるための措置を講じることを求めているものではありません。当センターは、本件グラウンドを要綱に基づき「地域住民の身近なスポーツ活動の場」として利用するという貴町の申請内容を受けて本件助成の交付決定を行ったことから、本件助成の交付決定の内容には、本件グラウンドを「地域住民の身近なスポーツ活動の場」として利用することが当然に含まれています。それにもかかわらず、本是正措置命令において認定したとおり、本件グラウンドは「地域住民の身近なスポーツ活動の場」として利用されていません。そのため、本件グラウンドの利用実態が本件助成の交付決定の内容に適合しないことから、当センターは、貴町に対し、その交付決定の内容に適合させるための措置を講じることを求めているものです。

貴町は、本回答書1(2)において、過去に当センターの助成金を受けて整備されたグラウンドをJリーグのチームが練習に使用している事例が存在すると述べています。しかし、当センターが天然芝生化新設事業の助成を行ったグラウンドについては、Jリーグのチームによる恒常的又は継続的な利用は確認されていません。加えて、当センターとしては、Jリーグのチームによる一切の利用が「地域住民の身近なスポーツ活動の場」としての利用を妨げると考えているのではなく、Jリーグのチームによる恒常的又は継続的な利用が「地域住民の身近なスポーツ活動の場」としての利用を妨げると考えているものであることを付言します。

本通知書の日付現在において、貴町は、本是正措置命令に定めた是正のための措置を一切講じていませんが、当該是正措置は、本件グラウンドの利用実態を助成金の交付決定の内容に適合させるためのものであり、当センターが貴町に対して本件助成事業に係る助成金を交付するのに不可欠な措置です。当センターとしては、貴町が当該是正措置を令和2年7月31日までに実施されることを期待します。

以 上